

1. 報告要旨

ネオニコチノイド系農薬(以下ネオニコ)は神経毒の一種の殺虫剤でわが国では使用の規制はなく広く使用されている。他方EUなど先進国ではネオニコは害虫だけではなく非標的生物(益虫など害虫以外の生物)も殺虫するので生態系への影響を危惧し使用を禁止、規制している。先進国の中で日本はネオニコの使用には緩い国で調査も不十分で、そのため認知度も低く、国民が日常的に使用していることも知らないのが実情である。

佐鳴湖および流域ではネオニコとフィプロニルの実態調査はされていない。そこで分布や濃度を調査し地域住民に報告し啓発活動を行うことを目的にした。

調査の結果、流域の5河川と佐鳴湖からネオニコ7種類のうち5種類とフィプロニルが検出された。検出量が多いのは、チアメキサム、イミダクロプリド、アセタミプリドで、静岡県で出荷量が多いのは、ジノテフラン、イミダクロプリド、クロチアニジンの順で、河川ではジノテフランは夏に多量に検出されたが他の時期には少なかった。検出されなかった成分はニテンピラムとチアクロプリドで出荷量も少なかった。

河川流域の土地利用をみると田畑の割合が30%ある河川でネオニコの濃度が高く、春から夏にかけて水田で使用する時期と一致し、農薬の影響が明らかとなった。今後は河川の昆虫などの水生生物の調査をしてネオニコの影響を調べる予定である。

佐鳴湖の湖底の底生動物は2000年以降生息数が減少している。この時期はネオニコが普及する時期であり、底生動物の減少がネオニコの影響かどうか詳細に調査し検証する必要がある。佐鳴湖水のネオニコは低濃度であるが、浸透性殺虫剤に関する世界的な総合評価書によると、水生無脊椎動物の95%を保護するためのネオニコ濃度の平均は35ng/Lと低濃度である。ジノテフランは全ての流域河川と佐鳴湖で35ng/Lを上回り、最大値は114ng/Lと高い値であった。佐鳴湖流域のネオニコの濃度は規制を実施している海外では、長期間の曝露で問題にされる濃度である。

佐鳴湖流域の住民が参加する「佐鳴湖交流会」で今回の調査結果と日本のネオニコの問題について報告・説明すると参加者への関心が高く、今後も問題を共有し、日本も他国並みにネオニコの使用を規制するように訴えかけていきたい。

2. 成果物

1. [「佐鳴湖交流会」資料](#)
2. [「浜名湖をめぐる研究者の会」資料](#)